

Title	東南アジア諸国の中国観とその政策： 国連における中国代表権問題との関連において
Sub Title	The images and the policies of the South-East Asian countries toward China
Author	松本, 三郎(Matsumoto, Saburō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.10 (1970. 10) ,p.215- 250
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	潮田江次先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701015-0215">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701015-0215</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 東南アジア諸国の中国観とその政策

——国連における中国代表権問題との関連において——

松 本 三 郎

- 一 序
- 二 東南アジア諸国と国際連合
- 三 国連における中国代表権問題の審議
- 四 東南アジア諸国と中国代表権問題
- 五 結 語

## 一 序

——東南アジアにおける中国の勢力は、歴史的関係、人口的要素、地理的近接性などの混合物としてであり、次いでそれより程度は低いが、文化的影響力や直接の政治力あるいは軍事力の影響を受けている。中国はこれまで常にこの地域にいたし、これからもいるだろう。時には活動的であつたし、また時には無関心からか、あるいは本国の事情のために、その潜在的な力を発揮しないこともあつた。しかし、中国は、東南アジアにおいて常に無視することのできない、再び現われることの確実な存在であつた。——

地図を一瞥すれば明らかなように、東南アジアの多くの国は、政治地理学者が「アジア地中海」<sup>(2)</sup>と呼ぶ南支那海の周辺にある。この海の北部には、台湾、中国大陸沿岸部、海南島など中国の領土と巨大な中国の人口が存在した。この中国が、豊富な資源をもちながら政治的、経済的、文化的にみてはるかに劣勢なこの熱帯アジア部分と、長い歴史的關係をもつてきたのはむしろ当然であつた。ヨーロッパ列強やアメリカ、日本等が、東南アジアにとつては完全な外来勢力であつたのに対し、中国は東南アジアからみて半ば内在的勢力とすらみられてきたのである。また、このアジア地中海に面していない東南アジア諸国も、パキスタン、インド、ネパール、ビルマ、ラオスなどのように、中国と直接国境を接する国が多く、かくして、東南アジア諸国はそのほとんどが、大なり小なり、中国との無視しがたい歴史的關係をもつてきたといえるのである。

一九四九年十月一日の中華人民共和国の成立は、中国と東南アジア諸国との關係においても新しい時代の幕あけとなつた。すなわち、新中国も東南アジア諸国との關係において、伝統的、歴史的に存在した諸關係——文化的政治的關係、華僑をめぐる關係、国境をめぐる關係等<sup>(3)</sup>——を継承したわけであるが、それと同時に、新中国がマルクス・レーニン主義に基づく世界革命を指向する国家であつたこと、さらに、阿片戦争以来百年余にわたる屈辱の歴史から解放された新中国を推進するナショナリズムが、欧米や日本に対する強烈な「反抗と復興のナショナリズム」に色どられていたことは、東南アジア諸国にとつても、冷戦の最中でそれをいかに受けとめ、いかに対応するかというその国家的生存にかかわるきわめて重要な問題に真剣に取り組むことをよぎなくさせたからである。

さて、東南アジアという言葉自身、第二次大戦中に生まれたきわめて新しい言葉であるが、通常この地域に含まれるのは、フィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシア、南北ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、ビルマの各国である。しかし、本論文では、東南アジアを今少し広くとらえて、通常南アジアと呼ばれているインド、パキスタン、ネパール、セイロン、モルディブの五カ国を含めて扱うことにした。中国との關係を考察する際には、その東南および南方にある

これら諸国を一緒に扱うのが便利であると考えたからである。

しかしながら、一五カ国、人口約九億からなるこの地域の構成は、もちろん一様ではない。多くの学者は、人種、言語、文化、宗教、政治、経済等各方面からみて、東南アジアを世界でもつとも多様性に富む地域とすることに同意している。従来、この複雑多様な東南アジア地域の説明のため種々の観点から分類が試みられてきたが、その主要なものをここで紹介してみると、その一つは、文化的伝統からみた分類である。すなわち、中国文化の影響の強いのは南北ベトナムとシンガポール、インド・ヒンズー文化圏に入るのが、インド、ネパール、セイロン、ビルマ、タイ、カンボジア、ラオス（一部）、イスラーム文化圏に入るのが、パキスタン、マレーシア、インドネシア、そしてスペイン・カソリシズム文化の影響の強いのがフィリピンである。第二には地理的分布による分類で、インド半大陸部、インドシナ半島部、マフィリンド部（マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア）の三地域に分類される。第三には、過去の植民地的経験による分類がある。この地域の主要な植民地支配者であったイギリス、フランス、オランダ、アメリカカ四カ国の植民統治は、独立を達成したものの新興国にも、一様でない、しかもきわめて重大な植民地主義の遺産を残しているからである。第四は、外交ないしは国家的安全保障のため選択した手段による分類である。大部分が、第二次大戦後間もなく始まった冷戦構造の中で誕生した東南アジアの新興国にとつて、独立後先ず問題になつたのは、いかにしてそのようやくちえた独立を守り、その生存を全うするかということであり、かれらは同盟か非同盟かの選択を余儀なくされるのである。かくして、親欧米・資本主義世界の側を択んだのは、タイ、フィリピン、南ベトナム、マレーシアであり、共産主義世界の一員に入つたのが北ベトナムであり、そしてつとも多くの国、インド、ネパール、セイロン、カンボジア、インドネシア、シンガポール、パキスタン（現在は、非同盟中立の道を択んだ）。

このような分類にも示される東南アジア各国の伝統と現実が、それぞれの国の内政と外交に大きな影響を与え、且つ形づ

くつてきたことは明らかであるが、なかでも第二次大戦後、東南アジア諸国の外交政策に決定的影響を与えたのは、最後に分類した「冷戦構造下での生存様式」であつた。一国の対外政策が、その国内の政治構造の反映であることが明らかであると同じように、その対外政策が逆に国内政治に投射されて強い影響を与えてきたことも事実である。一国の内政と外交は正に表裏の関係にあるといえよう。

試みに東南アジア諸国の社会的経済的構造と外交との関連をみると、第二次大戦後独立した東南アジア新興国の多くが、社会主義型経済——それは伝統的ヨーロッパ型社会主義とは著るしく違つてはいたが——を大幅にとり入れたいわゆる混合経済体制を採用したと、その外交姿勢として非同盟中立主義を掲げたこと、一方西側ブロックに入る同盟政策を掲げた東南アジア諸国が、すべて自由経済、資本主義経済体制をとつていることとの間には、明らかに重要な相関関係があるといわねばならない。

自由経済↑↓西側ブロック      タイ、フィリピン、マレーシア、南ベトナム

混合経済↑↓非同盟ブロック      インド、セイロン、ビルマ、パキスタン、シンガポール、インドネシア、カンボジア

共産経済↑↓共産圏ブロック      北ベトナム

前近代的社会経済構造をとるラオス、ネパール、モルディブの場合を除くと、右の枠組が一応成立する。もちろん、第二次大戦後今日に至るまでの二〇数年間に、米ソ両超大国を両極とする東西冷戦の構造は著るしく変容し、とくにアジアにおいては、冷戦の担い手が米ソから米中に変るといふ重大な転換を示した。すなわち、一九六〇年代における米ソ関係の好転は、世界的規模（とくにヨーロッパ）において冷戦構造の目覚ましい緩和をもたらしたのであるが、他方極東と東南アジア領域においては、ソ連に代つて中国が、アメリカ的安全保障体制に激しく挑戦してきたため、アジアにおける冷戦構造そのも

のは少しも緩和されないまま今日に至つていのである。東南アジアの一角インドシナにおける熱い戦いがなお続いており、中国が各地における武力民族解放闘争を強く支持していること、すなわち、ソ連と異なり中国の世界革命にかける情熱は、決して死火山でも休火山でもなく、活火山としてのエネルギーと方向をもち、その周辺地域にも強い影響を及ぼしており、ヨーロッパ植民国に代つて東南アジア地域における指導権を握り中共勢力の拡大を封じ込めようとするアメリカとの間に激しい権力闘争が行なわれていることが、アジアにおける冷戦構造が依然として有効なものとして、若干の構造の変化を伴ないつつも、基本的には維持されてきた理由であつた。

かくして、このアジアにおける米中冷戦構造の下でいかなる生存様式をとるかという選択が、そのまま東南アジア諸国の中国に対する態度、あるいは逆に中国の東南アジア諸国に対する態度の決定を意味することになつた。米ソ冷戦下においては比較的余裕のあつた東南アジア諸国も、その担い手がより身近な中国に代り、一九五〇年代末より米中冷戦が激化するにつれ、かつベトナムにおける戦いが拡大されるにつれ、それにいかに対応するかは自国の死活にかかわる問題となつたため、きわめて真剣にならざるをえなかつた。これら諸国にとつては、冷戦の存在事実においては変りはなかつたが、質においてかつてと全く異なる事態が現われたのである。

さて、第二次大戦後東南アジア諸国に選択を迫つたこのような生存方式——同盟か中立——かは、古くから東南アジアの小国が選んできた「生きる道」でもあつた。かつて東南アジアの歴史にあらわれたある小国は、その周辺のすべての大国に、朝貢という形での忠誠——中立——を示し、その敵意をかわないことにより生存を全うしようとした。また他のある小国は、最初から近隣強国の一つに特別の款を通じ、その国の保護下に入ることにより自国の安全を確保しようとした。しかし、小国にとつて、この二つの生存方式がいずれも容易にはその目的を達成しがたいものであることを歴史は教えてきたが、第二次大戦後次々と独立してきた東南アジア諸国をとりまく国際環境は、これまでもまして危険な情勢にあつた。そ

して結局は、かれらもまたこの二つの歴史的生存方式のいずれかを選ぶことを迫られたのである。今回その周辺の大国と考えられたのはアメリカと中国であり、両者のいずれか一つを選び同盟に入るか、あるいは両者の権力争いの座から離れて、非同盟の道を選ぶかこの二者択一以外に残された道はなかつた。本論文は、一九四九年末以来常に国連の重要問題となつてきた「中国の国連における代表権問題」に対して、東南アジア諸国がどのように反応してきたかを参照しながら、東南アジア諸国の中国に対して抱くイメージを探り、且つ、何が、かれらをして「同盟」あるいは「非同盟」の道を選ぶしめる要因となつたかを明らかにすることを意図している。

(1) FitzGerald, C.P. "China in Asia," *Current History*, Sept. 1967, pp. 130-131.

(2) たとえば、ニコラス・スパイクマン教授は、「アジア地中海」は「アジアとオーストラリア、太平洋とインド洋の間」にあり、台湾を頂点とするほぼ三角形をなす肥沃な熱帯アジア地域である。労働者、商人、資本等の流入を通じて、経済界に占める華僑の地位はきわめて高いが、華僑社会の特質と海軍力の欠如のため、中国の政治的軍事的影響力は当面大きくない、と述べている。See Nicholas J. Spykman, *America's Strategy in World Politics; The United States and the Balance of Power*, New York, 1942, pp. 132-133.

(3) 松本三郎「中国の東南アジアに対する政策」、国際法外交雑誌第六十八巻第四号、三一—三四頁参照。

(4) ビーター・リヨンによれば、「東南アジア」という言葉は、第二次大戦中に生まれた。初めに地図の上に、そしてタイ、ベトナム、マレー語でも使われはじめた。……一九四三年十一月には、対日参戦連合国によつて、東南アジア軍司令部 (SEAC) が設立された。」See Peter Lyon, *War and Peace in South-East Asia*, London, 1969, pp. 1-2.

## 二 東南アジア諸国と国際連合

国連憲章第三条は、「サンフランシスコ会議の参加国、または一九四二年一月一日の連合国共同宣言の署名国で、この憲章に署名し、且つ批准した国」を原加盟国と規定した。この結果、一九四五年一〇月一五日に憲章に署名したポーランドを最後として、五一カ国が原加盟国として国連に加盟することになつたが、このうち今日アジア・アフリカ諸国と一般に呼ば

れているグループに属する国は、わずか一三カ国、全体の二五%であり、その内訳は、中近東六カ国、アフリカ四カ国、極東一カ国、そして東南アジアからは、インド、フィリピンの二カ国が参加していたに過ぎなかつた。

ところが、昨年開かれた第二四回総会現在の国連加盟国は一二六カ国で、その内訳は、A A諸国七一カ国（全体の五六%）、西欧一七カ国、東欧一〇カ国、米州二六カ国、大洋州二カ国となつており、その構成において一九四六年創立総会当時とは著るしく変化している。東南アジア諸国も、一九四六年一二月にタイ、四七年九月にパキスタン、四八年四月にビルマ、五〇年九月にインドネシア、五五年一二月には一括加盟によりカンボジア、セイロン、ラオス、ネパールの四カ国、五七年三月にマレーシア、そして六五年九月にはモルディブとシンガポールが加入し、原加盟国のインド、フィリピンを入れると一三カ国を数えるまでに拡大したのである。

このように、A A諸国は第一回総会における二五%から、第二四回総会には終に全加盟国の五六%を占めるまでに増大したのであるが、このA Aグループという巨大な集団はもとより純粹の単一体ではなく、その内部にきわめて多くの異なる利益集団をもつものである。いいかえれば、多数の利益集団（サブ・グループ）が、ある共通の目的を達成するために結集する一層大なる利益集団がA Aグループである。東南アジア諸国をその有力な一部とするA Aグループの国連における活動の歴史に触れることは、特定の問題をめぐるA Aグループの結集と、その他の問題における各サブ・グループへの分散の歴史を語ることもあつた。

さて、従来国連における活動に余り積極的でなかつたA A諸国が、次第に結束してイニシャティブをとり始める契機となつたのは、一九五〇年六月の朝鮮戦争の勃発であつた。この重大な平和に対する脅威に直面して、従来も協議グループとして活動を行なつていたアラブ連盟諸国（エジプト、イラク、レバノン、サウジ・アラビア、シリア、イェーメン）に、インド、ビルマ、アフガニスタン、パキスタン、インドネシア、イランといつた中立主義諸国が加わつて一二カ国からなるアジア・ア



ラブ・グループが、インドを中心に国連において朝鮮戦争の解決のため積極的に協力した<sup>(1)</sup>。A A諸国の中で、このグループに参加しなかつたのは、中国、エチオピア、リベリア、トルコ、フィリピン、タイ、イスラエル、南アの八カ国であり、これらの諸国はこの時すでに国際問題について前記グループと重大な利害関係の不一致があることを示していた。

朝鮮戦争において、アジアの中立主義諸国が大きな役割を果たしたことは、かれらに強い自信を植えつけ、東西両陣営の鋭く対立する冷戦下にあつて戦争への破局を救うため、またいぜんとして植民地主義の重圧にあえいでいるアジア・アフリカの諸民族を解放するため、これら地域の国民が協力して立上らねばならないという共通の民族意識をかれらの間に燃え上らせた。このようなアジア・アフリカ諸地域における連帯意識を背景に、一九五五年四月、この地域のほとんどすべての独立国を網羅した二九カ国を一堂に集めて開かれたのが、バンドンにおけるアジア・アフリカ会議である<sup>(2)</sup>。会議は、インドネシア、インド、パキスタン、セイロン、ビルマの東南アジア五カ国が共同主催国となり、これにアフガニスタン、カンボジア、中国（中共）、エジプト、エチオピア、ゴールド・コースト、イラン、イラク、日本、ヨルダン、ラオス、レバノン、リベリア、ネパール、フィリピン、サウジアラビア、スーダン、シリア、タイ、トルコ、北ベトナム、南ベトナム、イエメンの二四カ国が参加した。中央アフリカは招請されたが参加しなかつた。A A地域に属する独立国で招請されなかつたのは、中国（国府）、イスラエル、南アの三カ国であつたが、国府については、主催国がすべて中共政府を中国の正統政府とみなしたために、イスラエルについては、アラブ諸国の激しい反対を予想して、また南アについては、一九五一年以来国連で討議されていたそのアパルトヘイト政策に対する非難のゆえに、いずれも招請を受けなかつた。

バンドン会議は、A A諸国の団結を世界に誇示した。それは新興後進諸国を一堂に会せしめ、経済、文化、人権、植民地独立、世界平等の問題について意見を交換し、協力を約束し、相互の理解を深めたばかりでなく、将来に向つて一層の団結を促す契機となつた点からも高く評価しうるものであつた。とくに、(一) A Aグループの主流派が、中共を中国の代表者と

認め、国府を無視したこと、そして、前年ジュネーブ会議で華々しく国際舞台に登場した中共が、バンドンにおいても周恩来の活躍で会議の中心となり、参加国に中国の影を強く印象づけたこと、(二)第二次大戦における敗北後久しく国際社会に姿を現わさなかつた日本が参加し、地味ながらA Aにおける唯一の先進国として注目され、やがてその一方(軍事同盟派)の核となる第一歩を踏み出したこと、(三)これを契機にして国連におけるA A諸国も、同年秋の第一〇回総会以後、中国、イスラエル、南ア三カ国を除外したバンドン会議参加国による協議グループ(いわゆるバンドン・グループ)を組織し、従来のアド・ホックなものから一歩進んで、定期的会合をもつようになったことなどは注目に値いするバンドン会議の産物であつた。

バンドン会議は、このように国連における質的転換をもたらしたが、一方このA Aグループに量的発展をもたらしたのは、一九五五年第一〇回総会におけるセイロン等六カ国の加盟、翌五六年第一一回総会における日本等五カ国の加盟であり、この結果国連におけるA Aグループの勢力は三〇カ国(東南アジアは一〇カ国)となり、全加盟国の三分の一を越した。次いで、一九六〇年第一五回総会では、アフリカ総会と別称されたようにアフリカ諸国の大量加盟があり、A A諸国は遂に総会の過半数を制するに至つた。

このような質的、量的発展によつて、一九五五年以後A Aグループは巨大な勢力に成長し、国連において非常に大きい勢力をもつようになったのであるが、しかし、一方ではこのようなグループの拡張それ自身が、その内部に分裂の要因を育成していったこと、すなわちますます多面化し且つ増大する分裂の要因を孕みつつA Aグループの膨脹が行なわれていった事実も否定しがたい。そのような観点からA Aグループを眺めてみると、このグループに内在する最大の分裂の要素は、東西両体制間に派生する諸紛争に対する各国のイデオロギー的乃至は外交政策上の相違に求められる。南北問題については、A Aグループに属する国は、日本を唯一の例外としてすべて後進国であり、そこには利害関係の対立はなく、分裂の要素は見当らなかつたからである。表一が示すように、A Aグループ全体としては、「紛争の平和的解決」や「その他」に分類さ

表一 A A グループの事件別団結率(1)

事 件 グループ	紛争の平 和的解決	植 民 地 地 題	核兵器・人 種問題	核兵器・人 種問題	人権・人 種問題	その他(2)	(平均)
AAグループ全体	55%	77	81	75	58	(69)	
軍事同盟派	91	70	75	79	86	(79)	
非同盟派 (ベオグラード派)	79	87	92	82	85	(86)	
カサブランカ派	90	95	90	94	95	(93)	

注(1) 投票サンプルは、第11総会から第18総会までの160投票。団結率は、各投票におけるそのグループ内多数派のグループ全体に対する比率である。

(2) 「その他」に入るのは、中国代表権問題、韓国加盟問題などである。

東南アジア諸国の中国観とその政策

れている東西冷戦関係の議題に対しては団結率が低く、「植民地問題」や「人権・人種問題」に分類されている南北問題関係の議題に対しては比較的団結率が高い。またAAグループ内のサブ・グループの団結率をみると、中立主義急進派(カサブランカ派)が全般的に高い率を示しているのに対して、軍事同盟派は東西問題に対しては強い結集を示すが、南北問題については凝集度が低いことが判る。<sup>(3)</sup>

さて、東西問題に対する国連AA諸国のイデオロギーないしは外交政策上の相違は、大別して三つの立場に分けうる。いわゆる積極的中立主義(あるいは非同盟主義)をとるAAグループ内主流派、反共軍事同盟に加盟して西側にコミットしている反主流派、そしてその中間にブラザビル派の流れを引く穏健アフリカ諸国がある。軍事同盟派の東西問題に対する基本的姿勢は、共産主義を「新しい型の植民地主義」と考え、その防止のために全力をつくすのが、自国の安全を保障し、国際の平和を維持する最善の道であると考え、このような見地に立つて、これら諸国は西側の指導国アメリカと軍事同盟を結んできた。アジア地域におけるこの種の軍事同盟の中心は、一九五四年九月締結された東南アジア条約機構、翌五五年一月成立したバグダッド条約機構(現在の中央条約機構)および極東地域における個別の相互安全保障体制であった。これら条約機構に加盟するトルコ、イラン、イラク(五八年脱退)、パキスタン(六二年以降事実上離脱)、タイ、フィリピン、中国(国府)それに日本を加えた七、八カ国(東南アジア諸国は三カ国)は、国連においても同一歩調をとることが多

く、特に協議のための会合をもつわけではないが、事実上一グループを形成してきたとみてよい。

このように、同盟によつて自国の安全と国際の平和を維持しようとする軍事同盟グループに対して、「同盟機構がその相手方を刺戟し、かえつて世界の緊張を激化すること、また同盟により、新興国は大国の内政、外交上の制約をうけ、その自主性を失うおそれのあること」を想定し、積極的中立主義あるいは非同盟主義とよばれる外交政策をとることによつて、自国の安全と国際の平和を維持しようとする中立主義グループである。第二次大戦後のアジアでは、ネール外交に象徴されるこの中立主義が支配的であつたが、このようなアジア・アフリカ地域を中心とする中立主義国が一大結集したのが、一九六一年九月のベオグラード非同盟会議であつた。会議は、ネールの強い主張により第三ブロックを形成しないことを明確にしたが、植民地問題、世界平和の問題での団結を約し、また国連に対する具体的要求が決議され、このグループの国連における今後の団結と積極的活躍が予想された。バンドン会議が、主義の異なる軍事同盟派と非同盟派を一堂に集め、ただアジア・アフリカという地理的紐帯により結合されたものであつたのに対して、ベオグラード会議は、東西問題に對し中立主義を貫くという基本的姿勢を明白にした二五カ<sup>(4)</sup>国（東南アジア諸国は、ビルマ、カンボジア、セイロン、インド、インドネシア、ネパールの六カ国）のみが結集したという点において歴史的意義をもつものであつた。次節にのべる国連における「中国代表権問題」に対する各国の投票態度にも、この冷戦構造に対する基本的姿勢が、きわめて大きい影響を与えているのである。

- (1) 朝鮮戦争中のアジア・アラブ・グループの積極的協力と活躍は、一九五〇年二月五日の「国連アジア・アラブ一カ国、三八度線での停戦を中国、北鮮に要請」、一九五一年四月五日の「国連アジア・アラブ一三カ国、朝鮮問題解決に小委員会を設置」、一九五三年二月一七日の「国連アジア・アラブ一七カ国朝鮮不派兵決定」等の記録に残つてゐる。
- (2) 詳しうは、See Kahin, George McJannet: *The Asian-African Conference*. Bandung, Indonesia, April 1955, N.Y., 1956.
- (3) 詳しくは、松本三郎「アジア・アフリカ・ブロックと国際連合」、法学研究第三十七卷第七号、五七頁以下を参照。

- (4) アフガニスタン、アルジェリア、ビルマ、カンボジア、セイロン、コンゴ(レオポルドビル)、サイプラス、エチオピア、ガーナ、ギニア、インド、インドネシア、イラク、レバノン、マリ、モロッコ、ネパール、サウジ・アラビア、ソマリア、スーダン、チュニジア、アラブ連合、イエーメン、キューバ、ユーゴスラヴィア。

### 三 国連における中国代表権問題の審議

一九四九年一〇月一日新政権の成立を宣言した中華人民共和国は、同年十一月一日、国連総会議長とリー事務総長宛の電報により、国民政府代表の法的地位を否認し、同代表はもはや中国を代表する資格がないので、その権限を剝奪するよう要求した。次いで翌五〇年一月八日、同趣旨の電報が、安全保障理事会の全構成国にも送られた。これによつて、国連における中国代表権問題は始まつたが、これからも判るように、爾来一貫して中共もしくは中共の支持者が主張してきたのは、国連への新規加盟の要求ではなく、国連における正当な中国の代表権を中共に認めよという点にあつた。

この中共の要求をうけて、ソ連代表は一月一〇日の安保理事会に、「国民党代表の委任状を否認し、同代表を安保理事会から排除する」との決議案を提出、それが賛成三、反対六、棄権二で否決されると、ソ連は国連をボイコットした。そのご朝鮮戦争を契機として八月一日に復帰したソ連は、同月三日安保理事会に再度「中共代表を中国代表として承認する」よう提案したが、賛成五、反対五、棄権一で否決され、爾来代表権問題の舞台は総会に移された。

なお、中国代表権問題が提起されて間もない段階で、その解決のための二つの努力が試みられた。その一つは、一九五〇年三月八日発表されたリー事務総長による「国連における代表権問題の法律面」と題する覚え書で、その結論は、「憲章第四条の規定する加盟国の義務の履行を確保するためには、その国の資源を利用し、人民を指導しうる立場にある政府に代表権を認めるべきである」というものであつた。しかし、安保理事会構成国大半の支持をうることができず何の効果も発しえ

ないうちに、六月二五日朝鮮戦争が始まった。局面の行詰りを打開するための第二の試みは、同年七月二六日、キューバの提出した「加盟国の代表権問題」を第五回総会が議題として採択し、これを特別政治委員会に付託したことに始まる。同委員会およびその小委員会は、「ある加盟国の合法政府がいずれかという問題が起つた場合に、国連が従うべき統一的手続」について、精力的且つ実質的に取組んだ<sup>(3)</sup>が、多くの点で対立する意見を克服することができず、この審議の結論として第五回総会が採択した決議は、「代表権問題が起きた場合には、総会がこれを検討すべきこと、総会がとつた態度は、国連の他の機関および専門機関が考慮に入れるべきこと」を勧告したにとどまつた。

さて、一九五〇年の第五回総会を前に、周恩来外交部長は、事務総長に対し、第五回国連総会に出席する中共代表の氏名を通告し、総会が直ちに国府代表を追放し、中共代表の総会出席を可能ならしめるよう一切の必要な措置をとるべきことを要求した。

これをうけてインドは、総会冒頭に、「中共政府が総会で中国を代表する資格があることを決定し、他の機関が同様の決議を採択することを勧告する」との決議案を提出したが、さらにソ連も、「国民党代表は、総会の事業に参加できないことを決定する」決議案と、「中共政府代表に対し、総会の事業に参加するよう招請する」決議案の二つを提出した。インド案は、賛成一六、反対三三、棄権一〇で、またソ連案は、それぞれ、賛成一〇、反対三八、棄権八および賛成一、反対三七、棄権八で、いずれも否決された。投票に参加しなかつたインドネシアを除くと、当時の中共政府承認国は一六カ国であり、そのすべてがインド案に対して賛成したことは、国連における代表権問題に対する態度と政府承認の問題との間には、きわめて密接な関係があることを示すものであつた。

これに対し、国府支持派からはカナダ案が提出され、「中国代表権問題を検討し、その結果を第五回総会に報告させるため、議長のとらふ七人からなる特別委員会を設置する。またその報告のあるまで、国府代表を中国代表として認める」こと

が、前段は賛成三八、反対六、棄権一一で、後段は賛成四二、反対八、棄権六で採択された。しかし、この特別委員会は、数回の討議ののち結局は「現在は何等の勧告もなしえない」旨総会に報告した。

翌五年の第六回総会においては、先ずソ連により、「国連における中国代表権」問題を第六回総会の議題とするよう要求が提出され、一般委員会に送られたが、同委員会は、「総会は、国連における中国代表権問題という議題を、第六回総会の議題に加えるとのソ連の要請を拒否し、第六回総会中は、国民政府代表を総会から排除し、中共政府代表を総会に出席させるいかなる提案の審議も延期する」とのタイ決議案（いわゆる審議棚上げ案）が先議可決され、本会議でも賛成三七、反対一一、棄権四で採択されたため、ソ連案は討議されることなく終つた。なお、この総会には、「第六回国連総会に対する国民政府代表の委任状を無効と認める」との白ロシアからの決議案が提出されたが、これも賛成七、反対三九、棄権四で否決された。

一九五二年の第七回総会でもソ連は再び中国代表権問題を取上げた。今回は、前総会における白ロシア提案を踏襲して、一〇月一七日「国府代表の委任状を無効と認める」決議案を提出したが、これに対抗してアメリカの提出した「第七回総会の会期中、国民政府代表を排除し、中共政府代表を出席せしめるいかなる提案も審議しない」との審議棚上げ案が賛成四二、反対七、棄権一一で採択されたため、ソ連案は表決に付されなかつた。

さて以上三つの国連総会で、「国連における中国代表権」をめぐる提案された決議案は、幾つかの型に分類することができる。先ず中共支持派のソ連、インドなどによつて提案されてきたものは三種ある。第一は一九五〇年のインド案、ソ連案のごとくポイント・オブ・オーダー（手続規則違反問題に関する緊急動議）によるもので、真の中国の代表が出席せず、権限のない者が中国を代表していることを手続規則違反問題としてとりあげ、国府代表に代つて中共代表を国連に招請しようとするものである。第二は、一九五一年のソ連案にみられるように国連における中国代表権問題を「議題」として採択する方法

表二 中国代表権問題をめぐる国連本会議における投票 (1950—55)

年(総会)	提 案	賛 成	反 対	棄 権	賛 成 率
1950(5)	中共招請案	16	33	10	33%
	国府追放案	10	38	8	21%
	中共招請(ソ)案	11	37	8	23%
	特別委設置案 <sup>(1)</sup>	38	6	11	86%
	特別委設置案 <sup>(2)</sup>	42	8	6	84%
1951(6)	棚 上 げ 案	37	11	4	78%
	国府追放案	7	39	4	15%
1952(7)	棚 上 げ 案	42	7	11	86%
1953(8)	棚 上 げ 案	44	10	2	81%
1954(9)	棚 上 げ 案	43	11	6	80%
1955(10)	棚 上 げ 案	42	12	6	78%

東南アジア諸国の中国観とその政策

注(1) 賛成率 =  $\frac{\text{賛成}}{\text{賛成} + \text{反対}}$

(2) 1951年の棚上げ案のみ、タイのイニシャティブ、1952年以後はすべてアメリカがイニシャティブをとった。

である。問題解決としては非常に遠回しであるが、もつとも多数の支持をえやすいとみられている。第三には、一九五一年の白ロシア案や五二年のソ連案のごとく、中共の代表権は一先ずおいて、国民政府代表の「委任状」を否認しようとするものである。

このような中共支持派による諸決議案に対抗して、国府支持派からは二つの型の決議案が提出されている。第一のものは、一九五〇年のカナダ案にみられるような、特別委員会設置案であり、実質的には審議の「引延し」を目的とするものである。第二のものは、五一年はタイによつて、五二年以降はアメリカによつて、一貫して提案されてきた審議の「棚上げ案」であり、その採択により、中国代表権問題は実質的討議に付されることなく常に延期されてきたのであつた。

一九五〇年の第五回総会から、五二年の第七回総会にかけて試みられてきた中共代表招請のための諸努力がいずれの方法によつても成功の目的のたたないことが明らかになると、一九五三年の第八回総会から五五年の第一〇回総会にかけてのソ連の努力は、もつばら前記ポイント・オブ・オーダー方式に注がれたが、これに対抗して提出されるアメリカの「審議棚上げ案」が常に先議可決されたため(表二参照)、ソ連案は一回も表決に付されることなく終つた。



表三 中国代表権問題をめぐる国連本会議における投票 (1956—60)

年 (総会)	提 案	賛 成	反 対	棄 権	賛 成 率
1956(11)	棚 上 げ 案	47	24	8	66%
	イ ン ド 修 正 案	25	45	9	36%
1957(12)	棚 上 げ 案	47	27	7	64%
	イ ン ド 修 正 案	29	43	9	40%
1958(13)	棚 上 げ 案	44	28	9	61%
	イ ン ド 修 正 案	29	40	12	42%
1959(14)	棚 上 げ 案	44	29	9	60%
	ネ パ ー ル 修 正 案	30	41	11	42%
1960(15)	棚 上 げ 案	42	34	22	55%
	ネ パ ー ル 修 正 案	34	38	26	47%

東南アジア諸国の中国観とその政策

注 インドおよびネパールの修正案は、第一修正案(注(4)参照)である。

一三〇 (一七五四)

一九五六年の第一一回総会から六〇年の第一五回総会にかけては、中国代表権問題をめぐる国連における動向にも幾つかの重要な変化がみられた。すなわち先ず第一には、ハンガリー問題で国際世論の非難をうけたソ連に代つて、インドが中共支持案の提案者となつたことであり、第二は、提案方法が、「ポイント・オブ・オーダー」から、中国代表権問題を「総会の議題」とする要求へと緩和されたことであり、また第三には、前年の一括加盟に始まる大量のA A諸国の国連加入、平和共存外交の採用などの影響でソ連、中共の支持国がふえてきたことなどもあつて、投票内容が次第に中共支持派にとつて好ましい方向に移つていつたことである(第一五回総会当時の国連加盟の中共承認国は三五カ国、国府承認国は四九カ国であつた)。依然としてアメリカの「審議棚上げ案」は採択されたが、その支持率は減少しつづけ、逆にこの棚上げ案に対しインドやネパールから出される修正案<sup>(4)</sup>の支持率は増大していつた(表三参照)。

さて以上のように、第六回総会で賛成三七票をえていた「審議棚上げ案」は、第一五回総会では四二票と僅か五票しか増加しなかつたのに対し、これに反対する投票は、一票から三四票にと激増していつた。このような形勢の変化からして、審議棚上げ案は早晩敗れる可能性が強くなつてきたため、アメリカを中心とする国府支持派は、第一六回総会より急拠政策を転換し、従来の棚上げ案の代りに提出されたのが「重要事項指定方式」であつた。これは、中国

代表権問題は、国連総会における議題として実質討議の対象にされるが、その表決に際しては、会議に出席して、かつ投票する構成国の三分の二の多数によつて行なわれる重要問題であることを総会の多数決によつて決めることを意味する。

一九六一年の第一六回総会では、中印国境紛争によつて、中共と敵対関係に入つていたインドに代つて、ソ連が再び提案のイニシャティブをとつた。中国代表権問題を総会が議題として採択することを要求したニュージーランドおよびソ連の提案が、双方とも一般委員会を通過したのち本会議で審議されたが、二月一日各種決議案に対する投票が行なわれた。この結果、オーストラリア、コロンビア、イタリー、日本、アメリカの五ヵ国決議案（重要事項指定決議案）が、賛成六一、反対三四、棄権七で先議可決されたため、「中共政府代表だけが、国連で議席を占める権限があることを想起し、国民政府代表を即時追放し、中共政府代表を招請する」という趣旨のソ連案（中共招請案）は、三分の二の多数決を必要とすることになつた。このソ連案に対する投票結果は、賛成三六、反対四八、棄権二〇で、同案は否決された。

一九六二年の第一七回総会においても、ソ連が再び本問題のイニシャティブをとり、全く同趣旨の中共招請決議案を提出したが、賛成四二、反対五六、棄権一二で否決された。その翌年の第一八回総会からは、中ソ論争が激化し、中共との関係の悪化していたソ連に代つて、アルバニアとカンボジアがイニシャティブをとり始めたが、第一八回総会に提出された両国の中共招請決議案は、賛成四一、反対五七、棄権一二で否決された。一九六四年の第一九回総会では、「国連分担金の滞納国に対する憲章第一九条の適用問題」をめぐる米ソの紛糾対立のため、表決を要する問題は一切とりあげられない異常総会となり、中国代表権問題も、第五回総会以来はじめて討議採決の対象から外された。しかし、一九六五年の第二〇回総会では、再びアルバニア等一二ヵ国共同の中共招請決議案が提出され、これに対しアメリカ等一ヵ国は、重要事項指定方式を主張する決議案を提出した。<sup>(5)</sup> 後者が先ず、賛成五六、反対四九、棄権一一で採択されたのち、前者は、賛成四七、反対四七、棄権二〇で否決されたが、賛否が全く並んだという事実は、国府支持派に相当深刻な衝撃を与えた。

さて、このような雰囲気のもとに開かれた翌年の第二一回総会では、中国の文化大革命、紅衛兵運動、硬直した造反外交といった事態を前に、中共支持者の中にも相当の動揺がみられたが、他方国府支持者の間にも中共支持者の増大する傾向に對して、何らかの新たな妥協的解決策を準備する必要があるという考えが強く存在し、従来通りの国府支持者の「重要事項指定決議案」、中共支持者の「中共招請決議案」の二つのほかに、二つの新しい提案が現われた。

その一つは、一九六〇年代に入つて国連加盟国の間で次第に増大しつつあつた「二つの中国案」の流れをひくもので、カナダのマーチン外相は、第二一回総会で、中国代表権問題に関する合理的暫定解決策として、「国民政府と中共政府は、それぞれその有効に管轄している領域の代表者として総会に参加し、後者はさらに常任理事国として安保理事会にも参加させる」ことを提案した。今一つの提案は、イタリアを中心とする六カ国共同決議案（特別委員会設置案）で、「一方では憲章の原則と普遍性の目的に合致し、他方では複雑な政治的現実を考慮に入れて、中国代表権問題の公平かつ實際的な解決を計るため、第二一回総会に適切な勧告を行なう特別委員会を設置する」という趣旨のものであつた。

結局投票に付されたのは三つの決議案で、「重要事項指定決議案」は、賛成六六、反対四八、棄権七で可決、「中共招請決議案」は、賛成四六、反対五七、棄権一七で否決、「特別委員会設置案」も、賛成三四、反対六二、棄権二五で否決された。

一九六七年の第二二回総会から昨六九年の第二四回総会にかけても、毎年中国代表権問題が総会の議題にのぼり、かつ投票に付されてきたが、その経過は第二一回総会と大同小異であつた（投票結果については、表四参照）。文化大革命による国内の混乱と国際的信用の失墜、アジア、アフリカ外交の重大な失敗などにより、中共政府の国連参加に賛成する国は、第二三回総会まで減りつづけたが、その国内の安定と柔軟外交の兆候が現われはじめた一九六九年の第二四回総会（第二四回総会当時の国連加盟の国府承認国は六六カ国、中共承認国は五〇カ国であつた）からは、再び中共支持率が上昇しはじめた。なお、毎年支持率が低下しつつあつた「特別委員会設置案」が、第二四回総会においてはついに放棄され、提出されなかつたこと

表四 中国代表権問題をめぐる国連本会議における投票 (1961-69)

年(総会)	提 案	賛 成	反 対	棄 権	賛 成 率
1961(16)	重要事項 中共招請	61	34	7	64%
1962(17)		36	48	20	43%
1963(18)	重要事項 中共招請	42	56	12	43%
1965(20)		41	57	12	42%
1966(21)	重要事項	56	49	11	53%
	重要事項	47	47	20	50%
	重要事項	66	48	7	58%
	重要事項	46	57	17	45%
1967(22)	特別委設置	34	62	25	35%
	重要事項	69	48	4	59%
	重要事項	45	58	17	44%
	特別委設置	32	57	30	36%
1968(23)	重要事項	73	47	5	61%
	重要事項	44	58	23	43%
	特別委設置	30	67	27	31%
	重要事項	71	48	4	60%
1969(24)	重要事項	48	56	21	46%

東南アジア諸国の中国観とその政策

は、本問題に対する解決法が、結局は中共支持か国府支持かの二者択一にしかないこと、従つて、国連における中国代表権問題解決の前途は、いぜんとして多難であるとの印象を与えるものであつた。

(1) 国連における中国代表権問題の詳細については、外務省国際連台局編「国連における中国代表権問題」、国連時報、No. 15、昭和三十六年を参照。

(2) 第五回総会当時の国連加盟国をみると、国民党承認国は四三カ国、これに対し中共政府承認国は一七カ国であつた。

(3) 特別政治委員会における討議の内容については、たとえば、\*U. N. Official Records, Fifth Session, General Assembly, Ad Hoc Political Committee, 20-26 October 1950, pp. 111-157.」を詳し。

(4) インドの「中国代表権問題を秘会の議題として採択する」提案は、アメリカの「審議棚上げ案」すなわち、

1 「国連における中国代表権」と題する議題を、第一一回総会の議題に加えるべしというインドの要請を拒否することを決定し、

2 第一一回総会においては、国民党代表を排除し、中共政府代表を出席させるいかなる提案も審議しないことを決定する。

によつて排除されたが、第一二、一二、一三回総会ではインドが、また第一四、一五回総会ではネパールがそれぞれ、このアメリカ案の第一項中の「拒否する」を「受理する」におきかえ、且つ第二項を削除する、との修正案を提出した。

(5) 第一六回総会で重要事項指定方式が採択された以上、その決議が撤回され、もしくは破棄されないかぎり、いつまでも有効なのであるが

(第一七、第一八回総会では、この決議案が提出されなかつたのはその理由である)、第二〇回総会以後アメリカなどが毎回この種の決議案を提出しているのは、それを強調徹底し誇示するという政治的効果を狙っているものと思われる。

#### 四 東南アジア諸国と中国代表権問題

一九五〇年に、「中国代表権問題」がはじめて国連に登場して以来、今年で丁度二〇年を経過したわけであるが、五〇年当時国連に加盟していた東南アジア諸国は、わずかにインド、フィリピン、タイ、パキスタン、ビルマの五カ国のみで、以後インドネシア、カンボジア、セイロン、ラオス、ネパール、マレーシア、モルディブ、シンガポールの八カ国が順次加盟して、一九六五年には現在の一三カ国となつたのである。さて本節においては、国際政治は流動的であり、とりわけ東南アジア諸国の政情は流動的であることを念頭におきながら、この一三の東南アジア諸国の国連における中国代表権問題に対する投票態度を、その国連加盟順に描写し、最後に若干の分析を試みてみたい。

前節で触れたように、一九四九年一二月中共政府を承認したインドは中国代表権問題を国連総会に持込んだ最初の提案国となつた。中国の正統な政府によつて支持されていない代表が、中国代表として国連に議席を占めるのは「ポイント・オブ・オーダー」であるとして、「中共招請案」を提案したインドは、その立場を大要次のように説明した。

インドは、昨年暮以来新中国を承認してきたが、その第一の理由は、新政府が健全かつ安定した政府であると考えからである。国際法の一般的解釈に従えば、その領土の人民の大部分の服従をえ、このような支配、服従が永続的性格のもの認められた政府がその国の正統政府と考えられるが、中共政府は正にそのような政府である。また、中国は、国連の構成国であるとともに、安保理事会常任理事国としての重要な任務も有している。その国の資源を利用し五億の人民を指導しうる立場にないものが、どうしてこの重要な任務を果しうるであろうか。また逆に国連に代表権を認められていないものに、どうしてこの義務を果すことを期待しえようか。中国の代表権問題は、朝鮮戦争の起る前から提起されていたのであつて、それと関連して説明するべきではない。たしかに新中国は共産主義国であり、多くの国とは異なる政策、異なる理想をもっているが、国連は正にこのような異なる思想のものが普遍的に共存するところに本来の存在意

義を有するということを忘れてはならない。インドは、過去数千年におよぶ中国との歴史的友好関係を有してきたが、それをますます増大せしめることこそ、アジアを安定させるもつとも有効な要因であると考えらる。

バンドン会議の開かれた一九五五年の第一〇回総会におけるインド代表は、とくにその点を強調し、「バンドン会議は、その経済機構、歴史、社会、政治的背景の全く異なる国々の集まりであつたが、参集したアジア・アフリカ諸国は、見事に協調の精神を発揮して多くの成果を挙げた。とくに中共政府の示した国連憲章諸原則の忠実な遵守は多くのものに感銘を与えた」として、中共政府の招請を主張した。

一九五六年の第一一回総会から、ソ連に代つて再び総会における代表権問題のイニシヤティブをとり始めたインドは、多数の支持をうるため、「中共招請案」の代りに、「議題とする案」を提出したが、そこでの主たる論点は、「代表権問題を、いずれが善でいずれが悪であるというような観点から評価するのはさげねばならない。また、われわれは過去に生きるものではない以上、もしある国民がわれわれと違う意見でいる時には、かれらを排除するよりは、一緒に話しあう社会に連れてくることの方が、より効果的で有益なことではなからうか。最近の中共政府のビルマとの国境交渉、東南アジアにおける華僑問題へのアプローチは、それが決して好戦的政府ではないことを示しており、三〇〇〇哩の共通の国境をもつインドとしては、中共が国連に参加し、その共同体の中で活動することの必要を強く感じている」という点にあつた。

一九五九年三月のチベット事件以来、とくに国境紛争が明るみに出て以来、中印関係は著るしく悪化した。その影響をうけて同年の第一四回総会以後、インドは中国の代表権問題から手を引き、総会における発言もほとんど控えてきた。「中共のインド侵略を強く非難する。しかしインドとしては、国連の普遍性の原則はあくまでも貫き中共を加盟さすべきであると考えている。中共に国連加盟国としての責任をもたせ、かつ総会の世論の前に立たせることが、中共を改悛させる途と考える」というのが、過去に中共招請をもつとも熱心に主張してきたインドの、中印対立という政治的現実を前にしての苦し

表五 東南アジア諸国の中国代表権問題に関する表決

国名		ビ ル	カン ボ ジ ア	セ イ ロ ン	イ ン ド ネ シ ア	ラ オ ス	マ レ ー シ ア	モ ル デ イ ブ	ネ パ ー ル	パ キ ス タ ン	フ ィ リ ピ ン	シ ン ガ ポ ー ル	日 本
1950年	中共招請案	○			○					○	●	●	
1952年	棚上げ案	●			△	△				△	○	○	
1954年	棚上げ案	●			●	△				○	○	○	
1955年	棚上げ案	●			●	●				○	○	○	
1956年	棚上げ案	●	△	●	●	●	△		●	○	○	○	
	インド修正案	○	○	○	○	○	△		○	●	●	●	
1957年	棚上げ案	●	△	●	●	●	△	○	●	△	○	○	○
	インド修正案	○	○	○	○	○	△	●	○	△	●	●	●
1958年	棚上げ案	●	●	●	●	●	△	○	●	○	○	○	○
	インド修正案	○	○	○	○	○	△	●	○	●	●	●	●
1959年	棚上げ案	●	●	●	●	○	○		●	○	○	○	○
	ネパール修正案	○	○	○	○	○	●	●	○	●	●	●	●
1960年	棚上げ案	●	●	●	●	●	△	△	●	○	○	○	○
	ネパール修正案	○	○	○	○	○	△	△	○	●	●	●	●
1961年	重要事項案	●	●	●	●	○	○		●	△	○	○	○
1962年	中共招請案	○	○	○	○	○	●	●	○	○	●	●	●
1963年	中共招請案	○	○	○	○	○	△		○	○	●	●	●
1965年	重要事項案	●	●	●	●	×	○	○	△	●	○	○	○
	中共招請案	○	○	○	○	×	×	●	△	○	○	○	○
1966年	重要事項案	●	●	●	●	○	○	○	○	●	●	○	○
	中共招請案	○	○	○	○	○	×	●	△	○	○	○	○
	特別委設置案	●	●	●	●	△	△	△	△	●	●	●	○
1967年	重要事項案	●	●	●	●	○	○	○	○	●	●	○	○
	中共招請案	○	○	○	○	○	×	●	△	○	○	○	○
	特別委設置案	●	●	●	●	△	○	△	△	●	●	●	○
1968年	重要事項案	●	●	●	●	×	○	○	○	●	●	○	○
	中共招請案	○	○	○	○	×	△	●	△	○	○	○	○
	特別委設置案	●	●	●	●	×	○	△	○	●	●	●	○
1969年	重要事項案	●	●	●	●	×	○	△	○	●	●	○	○
	中共招請案	○	○	○	○	×	△	●	△	○	○	○	○
承認関係(1969年)		☆	☆	☆	☆	☆	☆	★	☆	☆	★	★	★

東南アジア諸国の中国観とその政策

注(1) 決議案は、国連総会本会議で、roll-call に付されたもの(1951, 1953 両年は付されず)。  
 (2) 日本は、東南アジア諸国ではないが参考までに入れた。  
 (3) ○賛成、●反対、△棄権、×欠席、☆中共承認国、★国府承認国。  
 (4) インドおよびネパールの修正案は、その第1項「中国代表権問題を総会の議題とする」との修正案。

い立場を説明するものであった。いぜんとして中共招請に賛成し、重要事項指定に反対投票しているインドではあるが、その投票の中味は、一九五九年以来著るしく変容しているといえよう。

次に、当初からインドと正反対の立場をとり、中共招請反対、国府支持の立場を貫ぬいてきているのが、フィリピンである。第一回総会においてフィリピン代表は次のようにのべている。

朝鮮における侵略に従事し、国連軍に大規模な攻撃を行ない、チベット、インドを侵略し、アジア・アフリカで破壊活動を行なつてきた中共政府は、到底国連における中国の議席を代表する資格はない。国連憲章は、自動的普遍性よりも選択性の原則をより強く支持している。憲章の目的と原則に忠実なフィリピンは、平和を敵とし、騒乱を好み、加入に条件すら付している中共政府の加入には断固として反対する<sup>(5)</sup>。

またより現実的なその立場は、「中共が国連に参加してその威信を高めると、東南アジアにおける微妙な勢力関係のバランスを崩すおそれがある。本件は単なる学問上の問題ではなく、フィリピンにとつては現実の危険を伴なうものである<sup>(6)</sup>、あるいは、「現在では中共の代表権を変更すべき時期ではない。ソ連がその態度を穏健化し、平和共存の原則を認めるまでに四五カ年を要したが、中共についても同様期間待つ必要がある<sup>(7)</sup>」という発言にうかがうことができる。

タイの立場は、フィリピンとほぼ同じであるが、「国府は憲章を誠実に履行しており、国連におけるその合法的権利を剝奪することは不当である」ことを主張し、とくに、「中共は、隣国に侵略、破壊、浸透活動を行なつており、かかる侵略国が安保理常任理事国になれば国連の機能は麻痺する。中共はタイ人民の解放のためと称して解放戦線を結成し、ゲリラ活動を開始すると声明した。また、全ベトナムを支配しようとしており、米の無条件交渉の呼掛けを拒否している<sup>(8)</sup>」と、自国の安全保障に対する中共の脅威を強く訴えた。

回教国パキスタンは、本来反共的性格を有してはいたが、一九四七年の独立以来しばらくは親西欧色はそれほど強くなか



つた。中共政権が成立すると一九五〇年二月パキスタンはいち早くそれを承認していたし、また朝鮮戦争解決のため活躍したアジア・アラブ・グループの一員でもあつた。第五回総会でインド提案の「中共招請案」に賛成したのもその立場からであつた。しかし、朝鮮戦争後の国内経済事情の悪化、とくに、カンミールをめぐるインドとの決定的対立は、パキスタンを次第に西側陣営に近づけることとなり、それは五四年五月アメリカとの軍事援助協定調印に発展した。

それ以来パキスタンは、国連における中国代表権問題についても、ほぼフィリピンやタイと同じ立場から西側に同調してきた。しかしながら、六〇年代に入つて中印関係が悪化し、インドが西側諸国に近づきはじめると、これに不満なパキスタンは逆に中共をはじめとする社会主義諸国に急速に接近し、六一年以来は従来の西側との同盟から実質的には離脱し、非同盟政策へと転向した。国連における中国代表権問題についても、「問題は誰が中国を効果的に支配しているかということである。この点からみれば、七億の人民を現実に支配している中共こそが、中国を代表しているものと云わざるをえない。一九五〇年当時中共に即時に代表権を与えなかつたのは、国連の最大の誤ちであつた。中共の参加しない国連は二辺しかもたない三角形のごとく不完全であり、いかなる国際問題の解決も中共の参加なしには現実性をもたない」と主張し、強く中共招請を支持してきた。

ビルマは、非社会主義国としては最初の新中国承認国（一九四九年二月）となつたが、国連においてもその立場は終始一貫して、「現在の国連には真の中国が代表されていない。大陸中国人民大多数の支持と承認をえている中共政府は、誠実、真剣であり、中国に実質的、合法的支配を及ぼしている唯一の正統政府であり、この政府の国連参加なくしては、軍縮、朝鮮、ラオス、ベトナム等の問題の解決はありえない」という点にあつた。

インドネシアは、一九五〇年四月中共を承認した。国連加盟当時は、慎重に行動し、投票にも棄権していたインドネシアが、中共招請に積極的態度を示しはじめたのは、バンドン会議の開催された一九五五年からであつた。

インド代表の指摘したように、極東の安定と平和のために、中共の国連参加はきわめて重要である。またバンドン会議は、中共政府が今日の国際緊張の緩和のため重要な貢献をなしうることを示した。<sup>(11)</sup>

中共の国連加入がもつと早く認められていたならば、現在国連を悩まして多くの問題は回避しえたであろう。<sup>(12)</sup>

一九六〇年代に入つて中共への接近をますます深めていたインドネシアは、六五年一月、対立関係にあつたマレーシアが安保理事国に選出されるとこれを不満として突如国連を脱退し、中共とともに第二国連結成の動きを示した。しかし、同年秋の九・三〇事件で、スカルノの親中共路線が崩壊すると、翌六六年の第二一回総会より国連に再び復帰した。復帰後のインドネシアは、「中共の内政干渉行為にもかかわらず、アジアの平和のため、インドネシアは、中共招請案を支持する。二つの中国には絶対反対であり、委員会を創設して本件を調査する必要を認めない。核兵器を保有し、アジアの平和と安全に重大な影響をもつ中共の国連加入は重要事項であると考える」との立場を主張し、従来通り中共招請案には賛成しているものの、その内容は全く一変していることを示した。

カンボジアも国連加盟当初は、中共招請案に賛成しながらも、棚上げ案にも棄権するという微妙な態度を示していたが、五八年七月に中共との正式国交を開始してからは、完全に中共支持に踏切り、ことに六〇年代に入つて中共との友好関係が増大するに伴ない国連における行動もきわめて積極化し、六三年以後はソ連に代つて、アルバニアとともに毎回中国代表権問題のイニシャティブをとつて活躍してきた。また六五年インドネシアが国連を脱退したときには、カンボジアもこれに応じて国連の各種委員会に不参加の意向を表明したし、国連総会でも、「中共がカンボジアの難局に当り、よくカンボジアを援護してくれたことよりして、身をもつて中共の平和的態度を確信している。憲章改正問題を含め、いかなる重要問題も中共の参加なくしては解決しえない」<sup>(14)</sup>。「米帝国主義は二〇年間も国連憲章を無視し、中共の正当な代表権を剝奪してきた。中国人民に見捨てられ、米軍によつて守られた蔣政権は国連から追放さるべきである」<sup>(15)</sup>と激しく国府支持派を攻撃してきた。

しかし、一九七〇年三月のロン・ノル政権の成立は、カンボジアの国連外交にも重大な変更をもたらすものと注目される。セイロン（五七年二月中共承認）は加盟以来一貫して中共招請案を支持しており、その主張はビルマに類似しているが、とくに「国連は國家の加盟を認めているもので、特定の利益集團の加盟を許しているのではない」と国連の普遍性の原則を強調してきた。

国連総会におけるラオスの投票態度は、その苦悩に満ちた国情の象徴といえた。加盟した五六年から五八年にかけてのプーマ中立政権時代の棄権投票、五九年サナニコソ右派政権時代の国府支持投票、そして六〇年コン・レ革命期の棄権投票から再び六一年ノサバン右派政権期の国府支持投票、そして六二年プーマ連立政権時期（六二年九月中共との外交関係樹立）は一時中共支持に傾くが、六五年以降はスファヌボン左派勢力との分裂により、再びやや右寄り路線への復帰と、国内の政情を反映して国連におけるその政策も誠に目まぐるしく変つていつたのである。

ネパール（五五年八月中共承認）の立場は、ビルマ、セイロンと近似しており、加盟以来一貫して中共招請を主張してきた。とくに、一九五九年、六〇年には、インドに代つて、アメリカカ棚上げ案の修正案を提議して注目された。

マレーシアは、北京政府、国府政府の双方とも未承認である。マレーシアは次のようにその立場を説明している。

中国代表権問題には手続ないしは理論的側面と実質ないしは内容的側面の二つの面がある。理論的には、中共という一大國家が参加していない限り、普遍性の原則は完全となりえないと考える。実際の側面からいえば、マレーシアはあまりにも中国本土に近く、共產主義による侵攻の影響は余りにも忘れ難い。かくしてマレーシアは、一九四九年以来の事態の進展を現実に把握した上、過去二カ年間本件審議に際し台湾に自決権と独立が認められる限り、中共の国連参加に反対しないとの態度をとつてきた。しかるに、その後の中共政府の行動は、中共に果して国連参加の意思ありやと甚だ疑わしめるものがあり、マレーシアとしては、中共の国連参加は時期尚早と考えざるを得ない。<sup>(16)</sup>

シンガポールも、マレーシアと同様、中共、国府両政府を未承認である。シンガポールの立場は、「国連における中国の

議席は、中共に属すべきものである。しかし、国府追放に関しては、代表権問題を解決してから検討すべきもので、時期尚早である<sup>(17)</sup>」という点にあり、ニュアンスの違いはあるが、マレーシアと同じく、「一つの中国、一つの台湾」の考えに立つものといえよう。

モルディブについては、加盟以来日も浅く、しかも国連においてほとんど発言をしていないので、その立場は明らかでないが、投票結果から判断すると、重要事項指定案には賛成、中共招請案には棄権していることから、やや国府支持派に近い中立的立場をとつているといえよう。

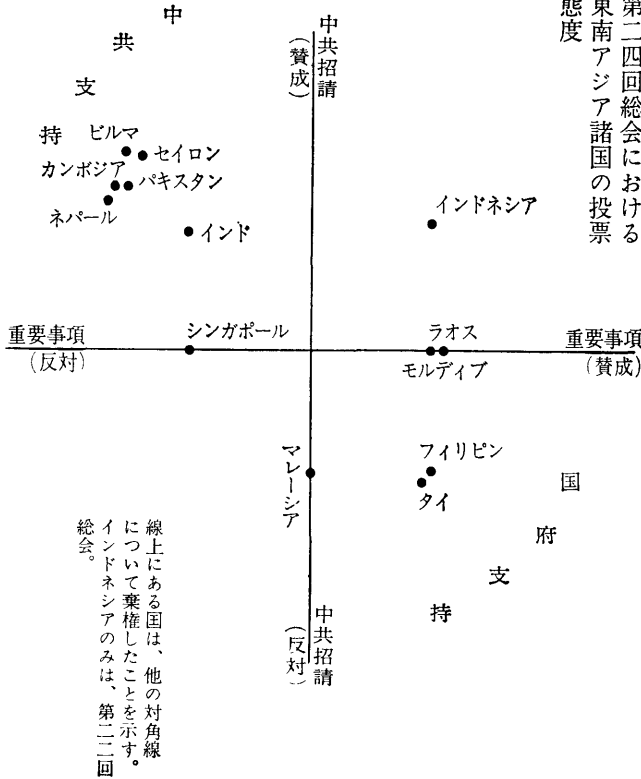
さて、以上描写してきた東南アジア諸国の国連における中国代表権問題に対する態度を分析してみると、そこには幾つかのサブ・グループが存在するようである。その国連加盟以来、終始変らず国府排除、中共招請を支持してきたのは、ビルマ、セイロン、ネパールの三国であり、これに五八年以降のカンボジアと六一年以降のパキスタンが加わり、この五カ国が純粹の中共支持派ということが出来る。インドおよびインドネシアは、元来はこのグループの代表的地位にいたが、前者は中印国境紛争、後者は九・三〇事件を契機に、中共との関係は最悪の状態にある。現在も投票に際しては、中共招請案に賛成しているが、国連に入れることにより、その侵略性に枠をはめようという考えに立つもので、内容においては前者と全く異なるといえよう。

人口のそれぞれ三五%、七〇%を中国人が占めるマレーシアとシンガポールの、分裂中国に対応する姿勢はきわめてむずかしい。両国の国府、中共双方未承認の政策、柔軟な外交路線は、その国連における投票にもあらわれており、親西欧、反共、民族主義を外交原則とするマレーシアと、非同盟、反共を外交原則とするシンガポールの差はあるが、いずれも「一つの中国、一つの台湾」的解決を期待しているようである。

独立以来内戦にあぐれ政情不安なラオスと、加盟以来日の浅いモルディブは、中国代表権問題について余り積極的な行

動を示さなかつた。しかしその投票態度は、西側よりの中立路線をとる外交と一致して、重要事項指定には賛成し、中共招請には棄権してきた。

第二四回総会における  
東南アジア諸国の投票  
態度



線上にある国は、他の対角線  
について棄権したことを示す。  
インドネシアのみは、第二二回  
総会。

最後に、中共招請に絶対反対し、国府支持の立場を一貫してとつてきた国として、フィリピンとタイがある。特別委員会設置イタリヤ案に、それが中共加盟の可能性を残しているという理由で反対した数少ない国にも入っている両国はもつとも

強硬な反中共派といふことがきつた。

- (1) U.N. Official Records, Fifth Session, General Assembly, Plenary Meetings, 19 September 1950, pp.9-10.
- (2) U.N. Official Records, Tenth Session, General Assembly, Plenary Meetings, 20 September 1955, pp. 5-6.
- (3) U.N. Official Records, Eleventh Session, General Assembly, Plenary Meetings, 16 November 1956, pp. 74-82.
- (4) 外務省国際連合局政治課「国際連合第一七総会の事業(上)」、九頁。
- (5) U.N. Official Records, Eleventh Session, General Assembly, Plenary Meetings, 15 November 1956, pp. 60-61. 前掲「国際連合第一〇回総会の事業(上)」、二二—二三頁。「国際連合第三三回総会の事業(上)」、一五頁。
- (6) 同上「国際連合第一八回総会の事業(上)」、八一—九頁。
- (7) 同上「国際連合第三二回総会の事業(上)」、七七頁。
- (8) 前掲「第二〇回総会」、一三頁および「第三三回総会」、一三三頁。
- (9) 前掲「第一八回総会」、八頁および「第三二回総会」、八二頁。
- (10) U.N. Official Records, Sixth Session, General Assembly, Plenary Meetings, 4 & 5 June 1951. 前掲「国際連合第一六回総会の事業(上)」、一〇頁を参照。
- (11) U.N. Official Records, Tenth Session, General Assembly, Plenary Meetings, 20 September 1955, p. 8.
- (12) 前掲「第一八回総会」、一〇頁。
- (13) 前掲「第三二回総会」、八三頁および「第三三回総会」、一七頁。
- (14) 前掲「第一八回総会」、一〇頁。
- (15) 前掲「第三三回総会」、一四頁。
- (16) 前掲「第一八回総会」、九一—一〇頁。
- (17) 前掲「第三三回総会」、二四頁。

## 五 結 語

第二次大戦後独立した国はすべて、一つには熱帯地域固有の半宿命的産物であり、また一つには過去の植民地統治のもとからした人為的産物である「貧困」という重荷を負つて出発した。このため、いかにしてこの貧困から急速に離脱し、経済的

平等の地位を獲得するかは、漸くかちえた政治的独立の維持という任務とともに、新興諸国にとつて二大国家目標となつた。東南アジア諸国の外交政策もまた基本的にはこの二大目標を達成するための手段として登場するのであつて、序論で述べたように、同盟か中立かの選択の分岐点は、正にこの二大目標を達成するためにはどちらがベターかという国民と政策決定者の判断にかかつていたといえる。

第二次大戦後間もなく、ヨーロッパに深刻な対立を惹起した冷戦の暗雲が、アジアを覆いはじめたのは、一九四九年中共政権の成立とそれから間もなくはじまつた朝鮮戦争を契機としてであつた。それ以前は極東における朝鮮の分裂も、東南アジアにおけるベトナムの反植民地闘争も、いずれも局地的な問題として処理されてきたのであつて、全アジア、全世界の問題とはならなかつた。しかし、中共政権の成立とそれに続く朝鮮戦争は、アメリカのアジア政策を一変せしめ、米中兩國を両極とした冷戦構造がアジアにも確立され、東南アジア諸国は好むと好まざるとにかかわらずこれへの対応を迫られたのであつた。

このように、アジアにおける冷戦が実際には中共の登場によつて始まつたことは、東南アジア諸国の外交政策決定にも重要な影響を及ぼした。東南アジアの人々がよく呼ぶ「北方の巨人」中国が、ヨーロッパ到来前にこの地域に残した足跡はきわめて大きい。ピーター・リヨンは、東南アジアを覆つたこの中国の強い影響力を総称して、「中国朝貢制度」と名づけ、このゆるい宗主国と朝貢国の政治関係、すなわち中国の敵意をかわなないための政策は、ビルマやカンボジアの例のように、形をかえて現在も適用されているとのべている。

さて一九五〇年一〇月に、中共が朝鮮戦争に参加し、アメリカを中心とする国連軍と戦つたことは、二つの重大な影響をその後の国際政局に与えた。その一つは、中共の国連加盟を決定的に不利にし、今日まで二〇年間、その好戦性を理由に加盟を妨害される直接の原因となつたことであり、第二には、ともかくもアメリカと対等に戦つたという実績が、その周辺諸

国に与えた影響である。一九五四年以降その平和共存外交をかかげて国際社会に登場した中共を、東南アジア諸国が尊敬と脅威の錯綜のうちに迎えたことは想像に難くない。そして、ラオス、カンボジア、インドネシアのような国が、頑くなく「中立主義は非道徳的である」と繰返すダレス外交を見捨て一九五五年以降急速に中共に接近していった過程は、国連における投票態度からものはつきり読みとることができる。

しかし、一九六〇年代後半に入ると、文革による中共国内の混乱とその対外的投影としての造反外交は、東南アジアにおいても各民族主義政権との摩擦を増大した。インド、インドネシア、ラオス、ビルマそれにカンボジアまでもが、中共の言動に幻滅を感じ、途方にくれ、あるいは断交寸前にまでいき、中共に対する友好的姿勢を失っていないのは、ネパール、セイロン、パキスタン位にすぎない。中共が今後再びこれら諸国の友好関係を取戻すことができるとしても、一九五四年以後約一〇年間に築きあげてきた中共への友好と信頼のイメージをそれらの国が取戻すのは容易ではなさそうである。

前節で紹介してきたように、国連総会における東南アジア諸国の発言は、中共の加盟に賛成する国も反対する国もひとしく、その東南アジアの平和と安定に及ぼす影響のきわめて大きいことを主張してきた。しかし、この東南アジアに重大なる影響力をもつ中共にいかに対応するかとなると必ずしも一致しない。タイ、フィリピンのように、中共と対立する一方の雄アメリカの傘の下に入ることによつて、脅威として受取っている中共の影響力を排除しようとした国もあれば、インド、ビルマ等のように、非同盟中立主義の立場をとることによつて、中共との友好関係を保持し、その敵意をかわない政策を選んだ国も多かった。

しかし、一つの興味深い事実は、中立主義外交を選んだ国の多くが、表六が示すように国内においては共産党を非合法化し強い反共の姿勢を示していることである。新興国はすべて政治的に未統一の状態にあり、分裂しやすい。その分裂をさげ政治的独立を全うするためには、「国内的には反共、対外的には中立」というのであろう。東南アジア諸国の中には、新中



表六 東南アジア諸国の対内、対外政策

	対内	対外
インドネシア	反共	共
マレーシア	反共	共
シンガポール	反共	共
ジャバ	反共	共
スマタ	反共	共
ボルネオ	反共	共
スラバヤ	反共	共
パセ	反共	共
ネ	反共	共
北	反共	共
南	反共	共

(注) 容共とは、共産党の合法活動を認めているもの。  
反共は非合法化されているかそれに近いもの。

国は共産主義国であり、世界革命という目的を忠実に実行しようとする好戦的国家である。従つて、その革命の輸出を妨げるためには、力による防衛、すなわち同盟によるしかないと考える国と、新中国は共産主義国であるまゝにやはり中国である。友好的態度を保持すること、すなわち中立主義をとることにより、その独立を侵される心配はないと考える国があるわけである。

さて本稿では最後に、東南アジア諸国の中では比較的大国の部類に入るインドと小国カンボジアの二国を取上げ、代表的中立主義国であつたこの両国の中共に対するイメージを探つてみることにする。

カンボジア外交はシアヌークの外交であつた。次のようなシアヌークの言葉の要約は、カンボジア外交の性格を如実に示してくれる。「多くの東南アジアの中立主義国がそうであつたように、カンボジアの立場を一言にしていえば、国内では反共、対外的には中立である。両者は矛盾しているかにも見えるが、国内で反共を貫くためにこそ、対外的には中立の政策が必要となる。なぜなら、同盟は他から報復をうけるのみならず、国内でも世論の分裂を起し、外国の干渉をうける原因となるからである。ラオスの例は、自由世界との同盟政策のもたらした破局的失敗の典型であり、北京やハノイとの僅かの関係をも断とうとした政策が、今や国土の三分の二を共産主義者の支配下に奪われるという悲劇をもたらしたのである。カンボジアはラオスの二の舞をふまないであらう。カンボジアは、北京やハノイとの断絶を望まず、その手を社会主義陣営にさしのばしているがゆゑに、これまで共産主義の脅威や反乱によつて悩ま

されないで来た。自由世界との対立のゆえに、カンボジアを自由世界に追いやることを好まぬがゆえに、共産主義者は、カンボジアに寛容と責任ある態度をとらざるをえないのである。カンボジアにとつては、自由世界がアジアから姿を消すことは決して望ましいことではない。なぜなら、そのときには中共やベトナムにとつて、われわれの歓心をかう必要は全くなくなるからである。ベトナムにおける戦いは、やがて北の勝利に終るであろうが、そのとき現われる統一ベトナムのカンボジアに対する歴史的重圧を牽制しうるのは、ひとり中共のみであり、だからこそ、われわれは中共との友好関係を損わないよう全力をあげねばならない。<sup>(3)</sup>

シアヌークの中共観は、正に現実主義者のものである。冷戦を米中の権力政治の産物とみなし、それにまきこまれるのをさげよとする。そして国内では反共主義により分裂を防ぎながら、対外的には中立主義外交、とくに中共との緊密な関係を保持する外交によつて、その革命の輸出の対象となることをさげ、かつ将来ありうべきベトナムからの脅威を、中共の保護によつて避けようとするのである。たしかにこのシアヌークの中共観には「中国朝貢制度」への復活があり、その子息を北京に留学せしめた彼の心情と一致するものがあつた。そして、むしろ積極的に中共を自国の保護者的地位に立たしめることによつて、逆に国家的安全を全うするというカンボジアの考え方は、中共と国境を接する東南アジア諸国の間で現在もしばしば適用される小国の生存方式であつた。<sup>(4)</sup>

中国に次ぐ巨大な人口をもつアジアの大国インドの外交は、しばしばネール外交と呼ばれるようにネールの強い影響力の下に形成されていつた。四九年一〇月の中共政権の成立後間もなくその承認を行なつたインドは、五〇年六月の朝鮮戦争の勃発、同年一〇月のチベット併合等の事件にもかかわらず、従来表明してきた非同盟主義<sup>(5)</sup>の価値と正当性はますます高まつてきたと判断した。

この立場は、当時インド内でも各方面から楽観的にすぎると批判されたが、ネールは次のように判断していた。(1)地理的

にはチベットやヒマラヤの巨大な自然の障壁のゆえに、また国内的には、内戦に疲れ国内統一に力を注がねばならない情況にあるゆえに、中共がインドに脅威を与えることはない、(2)両陣営の間で非同盟を続け、中ソ両共産主義大国と友好関係を維持することにより、インドが攻撃の対象となることはさけうる、(3)また仮に攻撃がありえたとしても、インドの巨大な資源と人口が敵の手にわたるのを西側は傍観するはずはなく、このことを知る共産主義国は決してインドに脅威を与えようとはしないであろう。

そして、インド政府の最優先目標である急速な国内経済の発展、大国と結びその衛星国化することからうける政治的束縛、冷戦構造の中に捲込まれることの危険、パキスタンとのカシミールをめぐる抗争等、当時のインドをとりまく諸々の要因が、非同盟主義にかけるネールの熱意を一層強固なものとしていた。<sup>(7)</sup>とくにネールが、「大国は、国際社会に存在する敵対関係を減らすよりは、むしろ増大させつつある。一九一七年革命後のソ連の場合にも、西側は、それと友好関係を取戻そうとは努力せず、非承認、孤立化という政策で対応した。その結果がああ敵しい対立関係を生んだのだが、西側はこの教訓から少しも学ぼうとせず再び中共にも同じ態度で臨み、国際秩序に深刻な対立関係を増大させてきた」<sup>(8)</sup>点を強調するとき、かれの中共観は一層明白になるであろう。

当時中共の指導者が、インドを半植民国家と規定し、カルカッタ路線に示されるその武力解放闘争を支持していた事実、あるいはインドもイギリスから継承した権益をそこに有し、かつ完全な自治国と考えていたチベットを中共が武力制覇した事実にもかかわらず、ネールは、国際社会が暖くそれを迎え入れてやることにより、その敵意は減じ、国際社会における平和は増大すると考えたのであった。インドの素早い中共承認、中共のチベット支配を消極的ながらも承認した譲歩、朝鮮戦争における中共の立場の弁護、国連における中国代表権問題での積極的中共支持、平和五原則の締結等に見られるインドの中共に対する友好的態度は、正にこのネールの考えに立つものであった。

一九五〇年代の中印蜜月旅行の時代は、中印国境紛争の勃発により、六〇年代に入るともろくも崩れ去ってしまった。ネールをはじめとする多くのインド人は、かれらの誠意が裏切られたと考え、激しい中共に対する敵意と憎悪の念をもやした。六二年秋の中共軍の攻撃とインド軍の無惨な敗北は、インド人の中の中共に対して抱く脅威を現実のものとした。英米ソ三国からの軍事援助は、それが決して非同盟主義と矛盾するものではないというインドの弁明にもかかわらず、非同盟の雄インドのイメージ・ダウンとなつたことは否めない。国連においてはなお、「中共招請案」に賛成しているが、その理由は、かつてと一変して、「好戦的中共を野放しにせず、国連に入れ国際社会の監視の中で行動せしめることにより、自粛せしめる」ことにある。

六〇年代に入つて中共は、インドネシア、ラオス、ビルマ、カンボジア等においても、インドにおけると同様その信頼感を失い、警戒心を著るしく増大せしめた。この失つた信頼感、失つた国際的地位をいかにして回復するかが、今後の中共外交に課された最大の任務であり、その回復なくしては、中共の国際社会における地位も、弱体かつ不安定なものとならざるをえないであろう。一九五四年以降久しく続いてきた東南アジア国際社会におけるパックス・アメリカーナ（アメリカによる平和）の体制は今や崩れ去ろうとしている。これに代つて登場するものは何か。果して、パックス・シニカ（中国による平和）の体制が生まれる可能性はあるのだろうか。東南アジア諸国の北方の巨人中国をみつる目は、不安と期待の交錯のうちに蔽しく光つている。

- (1) 第二次大戦後新興諸国を激しくゆさぶつたナショナリズム運動を、リチャード・ハリスは「平等の革命」と呼び、それが本質的には政治的、経済的、文化的平等を追求するものであると入っている (See Richard Harris, *Independence and After*, O.U.P., London, 1962.)
- (2) Lyon, *op. cit.*, pp. 7-13, p. 134
- (3) Armstrong, John P.; *Sihanouk Speaks*, N.Y., 1964, pp. 103-127
- (4) See Gordon, Bernard K.; *The Dimensions of Conflict in Southeast Asia*, Englewood Cliffs, New Jersey, 1966, pp. 42-67.

(5) 一九四八年三月八日の議会における演説で、ネール首相は、「われわれが追求してきた政策即ち植民地主義と帝國主義の廢棄、これを捨てていずれかの大國の権力集団に参加し、かれらのテーブルからこぼれるパン屑を拾おうとすることほど悪いものはない。ヨーロッパやアジアの小國のあるものは、ある大國に屈服を余儀なくされ、實質的にその衛星國とならざるをえなかつたことを私は知っている。しかし、インドがそのような立場におかれていざとほはわなう」といふ、非同盟中立主義の立場を公明した (Nehru, J., *Independence and After, A Collection of Speeches*, 1946-1949, New York, 1950. 所収)。

(6) See D.F. Karaka; *Nehru, the Lotus Eater from Kashmir*, London, 1953.

(7) See Lorne J. Kavie; *India's Quest for Security: Defence Policies, 1947-1965*, London, 1967, pp. 38-45.

(8) Range, Willard *Jawaharlal Nehru's World View*, Athens, 1961, pp. 94-95.